

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第7条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔構成〕

- (1) Ｊ１、Ｊ２およびＪ３にそれぞれ実行委員会を設置する。また、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３は、合同で実行委員会を設置する。
- (2) Ｊ１に設置する実行委員会を「Ｊ１実行委員会」、Ｊ２に設置する実行委員会を「Ｊ２実行委員会」、Ｊ３に設置する実行委員会を「Ｊ３実行委員会」といい、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３が合同で設置する実行委員会を「合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してＪ１実行委員会、Ｊ２実行委員会、Ｊ３実行委員会または合同実行委員会を意味する。
- (3) 各実行委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - ① Ｊ１実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ１クラブから1名ずつ選任された実行委員
 - ② Ｊ２実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ２クラブから1名ずつ選任された実行委員
 - ③ Ｊ３実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ３クラブから1名ずつ選任された実行委員
 - ④ 合同実行委員会 チェアマン、常勤理事ならびにＪ１クラブ、Ｊ２クラブおよびＪ３クラブから1名ずつ選任された実行委員

第3条〔資格要件〕

Ｊクラブが選任する実行委員は、Ｊクラブの代表取締役または理事長（原則としていずれも常勤）であることを要する。

第4条〔任期〕

- (1) 実行委員は経営会議の承認を経てＪクラブが選任するものとし、その任期は選任後1年経過後最初に開催される経営会議の終結時までとする。
- (2) 実行委員は、再任されることができる。
- (3) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ経営会議の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員は、選任後1年経過後最初に開催される経営会議において別段の決議がなされなかった場合は、当該経営会議において再任されたものとみなす。

第5条〔招 集〕

- (1) チェアマンは、次条の定めに従い、J 1 実行委員会、J 2 実行委員会およびJ 3 実行委員会を、必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づくJ 1 実行委員会、J 2 実行委員会およびJ 3 実行委員会の各招集に代えて、合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第6条〔招集権者および議長〕

- (1) 実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会を構成する委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会の招集は、予め各実行委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔権 限〕

実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決議するほか、Jリーグの運営に関する重要事項等について、必要に応じて審議検討を行う。

第8条〔定足数および決議要件〕

- (1) 前条に定める理事会からの委嘱事項を決議する場合、当該実行委員会は、各実行委員会における委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- (2) 実行委員会における議決権は1委員につき1個とする。
- (3) 実行委員会の決議は、各実行委員会の出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔オブザーバー出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

第10条〔関係者の出席〕

- (1) 公益財団法人日本サッカー協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を実行委員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 11 条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをＪリーグに保存する。

第 12 条〔事務の統括〕

実行委員会に関する事務は、チェアマンの指定するＪリーグの担当部門の責任者が統括する。

第 13 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条〔施行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改正〕

2013 年 1 月 22 日

2014 年 1 月 21 日

2016 年 1 月 19 日

2017 年 1 月 25 日

2018 年 1 月 30 日

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2023 年 1 月 1 日

2024 年 1 月 1 日